

特個第817号
平成27年12月25日

各都道府県・指定都市 番号制度担当部局長 殿

特定個人情報保護委員会事務局総務課長
(公印省略)

「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」及び「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」の周知及び広報等について（依頼）

平素から特定個人情報の保護関連の取組にご協力いただき、ありがとうございます。

事業者において特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応は、「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（依頼）」（平成27年9月28日付け特個第590号）にて管内の事業者や経済団体等（地方公共団体の第三セクター等（地方公社、一般社団法人及び一般財団法人等。）を含む。以下同じ。）への周知を依頼しているところです。

平成28年1月1日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)第28条の4の規定が施行され、同条に基づく対応も必要となりますので、特定個人情報保護委員会では、下記の委員会規則等を制定し、又は改正しました（同日施行）。

貴団体におかれては、上記趣旨をご理解いただき、管内の事業者や経済団体等に対し、規則及び告示を周知するとともに、個人番号の取扱い及び漏えい事案等が発生した場合の対応等を記載したリーフレットを用いた広報（広報誌への掲載や窓口への配置等）を実施いただくようお願いします。その際には、貴団体の商工・経済担当部局と認識を共有いただき、管内の経済団体等と十分に連携いただきますようお願いします。

都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対してもこの旨を周知いただくようお願いします。また、市町村にご連絡いただく際は、市町村において当該市町村管内の事業者や経済団体等に周知されますよう、ご配慮方、お願いします。

記

1 制定・改正した委員会規則等

- (1) 「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」(平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号)(別添 1)
- (2) 「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」(平成 27 年特定個人情報保護委員会告示第 2 号)(別添 2)

2 管内の事業者、経済団体等への周知等

リーフレット(別添 3)の広報誌への掲載や個人番号利用事務で事業者と直接接する窓口へのリーフレット配置のほか、経済団体等に対し、1の規則及び告示を周知するとともに、リーフレットの会報誌掲載等により団体所属事業者に周知するよう要請願います。